

6. 資産・遺言・相続について

動産・不動産・大切なもの



注意

- 悪用されるおそれがありますので、**暗証番号やクレジットカードの番号は絶対に記入しないで下さい。**
- 通帳や印鑑の保管場所はここには記入せず、家族や信頼のおける人に口頭で伝えておくことをお勧めします。

▶ 預貯金・有価証券・株式

銀行や信用金庫、証券会社等について書きましょう。

金融機関名・証券会社名	支店名

▶ 各種契約

電気・ガス・水道などの契約やオンラインの口座・有料サービスなどについて書きましょう。

内容	事業者名	連絡先	名義人

(記入日 年 月 日)

▶ 不動産

種 類	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他()		
どんな不動産	例:自宅、別荘、貸家など		
名義人			
所在地			
備 考			

種 類	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他()		
どんな不動産	例:自宅、別荘、貸家など		
名義人			
所在地			
備 考			

▶ 大切なもの

名 称	保管場所	希望する処分方法	この宝物への思い



注意

- 大切なものについて、ここに記入したことは、**法的な効果は発生しません。法的な効果を求める場合には、遺言書を作成しておくことをお勧めします。**
- 遺言書についてや、その手続きについては、19ページをご覧ください。

借入金・ローン

借金などの負債も相続の対象になります。家族が借金などを知らずに相続し、トラブルとなってしまう可能性がありますので、記入しておきましょう。契約しているクレジットカードがありましたら記入しておきましょう。



注意

●悪用されるおそれがありますので、**暗証番号やクレジットカードの番号は絶対に記入しないで下さい。**

借入先		連絡先	
借入額	円	借入残高	円 (年 月 日現在)
返済方法	<input type="checkbox"/> 月払い <input type="checkbox"/> 年払い <input type="checkbox"/> 他()	完済 予定日	

借入先		連絡先	
借入額	円	借入残高	円 (年 月 日現在)
返済方法	<input type="checkbox"/> 月払い <input type="checkbox"/> 年払い <input type="checkbox"/> 他()	完済 予定日	

▶ その他

借りているものや連帯保証人になっているものなどがある場合は記入しましょう。

保険・年金

ケガや病気、もしものときにあなたや家族がきちんと請求できるようにまとめておく
と便利です。

▶ 保険

名 義	保険会社・連絡先	種 類	備 考
例) 静岡 花子	しずおか生命 054-234-〇〇〇〇	定期保険Aコース	病気・ケガ 入院・死亡のとき

▶ 年金

	名 称	団 体	連絡先
個人年金 企業年金等			
公的年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> 国民年金		
基礎年金番号			

遺言・相続



注意

- 遺言・相続について、ここに記入したことは、**法的な効果は発生しません。法的な効果を求める場合には、遺言書を作成しておくことをお勧めします。**
- 遺言書についてや、その手続きについては、次のページをご覧ください。

▶ 遺言

遺言書の作成	<input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 作成している
遺言書の保管場所	
遺言執行者	名前: (職業: 間柄:) 住所: 電話番号:
備考	相談している専門家がいる場合は、名前や連絡先などを記入しておきましょう

▶ 遺言作成日

作成日	遺言の形式

遺言書について

遺言書とは

あなたが、財産をどういった形で誰に受け継ぐか、法的効力をもって伝えるものです。

遺言書作成の手続き

遺言書には、「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」等があります。

▶ 自筆証書遺言

- ①自分で遺言書を作成します。
- ②遺言書は、自分の判断により、自宅で保管もしくは法務局へ預けます。
- ③遺言書を自宅で保管する場合、紛失や改ざんのおそれがあったり、遺された家族等相続人が見つけることができないことがあります。



「自筆証書遺言書保管制度」（自筆の遺言書を法務局で保管する制度）を利用すると、あなたの遺言をより確実に伝えることができます。

※保管には手数料がかかります。

▶ 公正証書遺言

- ①公証役場において、遺言の内容を公証人に伝え、公証人が遺言書を作成します。もし、病気等で行くことができないときは、自宅や病院などに、公証人が出張できます。
- ②遺言書の作成にあたり、2人以上の立会人が必要です。
- ③遺言書は、公証役場で保管されます。

※相談は無料ですが、公証人が出張する場合や、遺言書の作成は手数料がかかります。



ご不明な点は22ページの

「▶ 各種相談窓口」へご相談ください。